

玉野商工会議所 青年部
会則・運用内規・委員会規程

玉野商工会議所 青年部 会則

(目的)

第1条 本青年部は、会員相互の親睦と連携を密にし、企業経営者としての研鑽をつみ、玉野商工会議所の事業活動への参画、協力を通じて地区内における商工業の振興を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本青年部は、玉野商工会議所青年部と称する。

(事業)

第3条 本青年部は、第1条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 商工業の近代化、合理化に関する調査、研究及び講習、講演会を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと。
- (3) 商工業の振興及び社会一般の福祉に寄与する行事を開催し、又これらの開催に協力すること。
- (4) 玉野商工会議所青年部としての意見を会頭に上申するとともに必要に応じて関係方面に具申し、又は建議すること。
- (5) 会員相互の親睦と研鑽のための事業を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本青年部の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会員の資格)

- 第4条 本青年部の会員は、玉野商工会議所の会員事業所の経営者又はその後継者及び、その会員事業所の推薦する者で年齢満49歳以下の者とする。ただし、年度中に該当年齢に達した場合はその年度内は会員としての資格を有する。
- 2 会員のうち会則第4条1に該当しなくなった会員は所定の申し出により3年間を限度に賛助会員となることができる。
 - 3 役員については、任期満了まで会員も資格を有する。

(入会)

第5条 会員となることを希望する者は、理事会の議決を経て所定の加入手続きにより、加入の申込みをしなければならない。

(会費)

第6条 一般会費および賛助会費は、毎年所定の各納期までに会費を納入しなければならない。

(脱退)

- 第7条 会員並びに賛助会員は、あらかじめ本青年部に通知し、脱退することができる。
- 2 会員並びに賛助会員は次の理由によって脱退する。
 - (1) 会員の資格を喪失したとき

- (2) 死亡したとき
- (3) 除名

(除名)

第8条 本青年部は、次の各号の1に該当する会員を総会の議決により除名することができる。

- (1) 本青年部の対面を傷つけ 又は、その目的遂行に反する行為を行ったとき。
- (2) 会費納入義務を2年間履行しないとき。
- (3) その他会員として適当でないと認められたとき。

(役員)

第9条 本青年部に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 直前会長 1名
- (3) 特別理事 会長経験者
- (4) 副会長 4名以内 (筆頭副会長1名含む)
- (5) 専務理事 1名
- (6) 理 事 若干名
- (7) 監 事 2名

(役員を選任)

第10条 役員は、会員総会において会員の中から選任する。

2 次年度会長候補者は、次の資格要件のいずれかを満たすものでなければならない。

- (1) 副会長
- (2) 専務理事
- (3) 大会の実行委員長

(役員職務)

第11条 会長は本青年部を代表し部務を総理する。

2 直前会長及び特別理事は、会長を補佐する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 専務理事は、各役員や事務局と密に連携し会議の運営や調整など会長を総合的補佐する。

5 理事は、会長及び副会長を補佐し部務を処理する。副会長に事故あるときはその職務を代行する。

6 監事は、本青年部の会計を監査しその結果を総会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とし再任を妨げない。

2 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間とする。

3 特別理事は、在任期間中とする。

(総会)

第13条 本青年部に会員総会を置く。

- 2 本員総会は、通常会員総会と臨時会員総会の2種とし会長が招集する。

(会員総会の議長)

第14条 会員総会の議長は、会長が務める。

(議会の成立と決議)

第15条 総会の成立は委任状を含む全会員の過半数の出席を必要とする。

- 2 会員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 3 会員総会における議決権は各1個とする。

(会員総会の決議事項)

第16条 次に掲げる事項は会員総会の決議を経なければならない。

- (1) 規則の変更
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びに会費の決定又は変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) その他の重要事項

(報告義務)

第17条 会長は会員総会において決議された事項のうち、特に必要と認めるものについては、会頭に報告しなければならない。

(理事会)

第18条 本青年部に理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、直前会長、特別理事、副会長、専務理事、理事をもって組織する。
- 3 監事は理事会に出席して、意見を述べる事ができる。
- 4 理事会は、会長が必要と認める時招集する。

(理事会の議長)

第19条 理事会の議長は、会長が務める。

(理事会の決議事項)

第20条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 会員総会に提出すべき事項
- (2) 会員加入の諾否
- (3) 委員会に関する事項
- (4) 本青年部の運営に関する事項

(委員会)

第21条 本青年部にその目的達成に必要な調査、研究及び事業遂行するため理事会の議決を経て室会を置くことができる。
又、室会の下には各々3つ以内の委員会を設ける。

(委員会の構成)

第22条 室会各々に室長1名、委員長3名以内、副委員長5名以内を置く。
2 室長は理事の互選とする。
3 委員長、副委員長は室長が所属委員から委嘱する。

(顧問・相談役)

第23条 本青年部に顧問・相談役を置くことができる。
2 顧問及び相談役は本青年部の目的達成に必要な事項について会長の諮問に応ずる。
3 顧問及び相談役は会長が理事会の承認を得て委嘱する。
4 第12条の任期の規定は、顧問及び相談役に準用する。

(事業年度)

第24条 本青年部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第25条 本青年部の会計は、会費、補助金、寄付金等をもってあてる。

(事務所)

第26条 本青年部の事務所は、玉野商工会議所内に置く。

(附則)

- 1 この規則は、昭和62年5月23日から施行する。
- 2 事業年度の特例 設立時の事業年度は会則24条規定にかかわらず、昭和62年5月23日に始まり、昭和63年3月31日に終わる。
- 3 任期の特例 設立時の役員任期は会則第12条の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。

(附則)

- 1 第4条2項の追加規定は平成2年5月24日から施行する。

(附則)

- 1 第9条1項、第11条2項、第12条3項、第18条2項の改正及び追加規定は平成3年5月30日から施行する。

(附則)

- 1 第12条1項、第22条1項の改正規定は平成5年4月27日から施行する。

(附則)

- 1 第21条1項、第22条1項、2項の改正規定は平成10年4月23日から施行する。

(附則)

- 1 第9条1項(4)、第21条1項、第22条1項の改正規定は平成19年4月27日から施行する。

(附則)

- 1 第4条1項、2項、3項、第6条1項、第7条1項、2項の改正規定は平成27年4月24日から施行する。

(附則)

- 1 第9条1項、第11条1項、第18条1項の改正規定は平成28年4月22日から施行する。

(附則)

- 1 第8条(2)、第9条(4)、第10条2項、第11条4項、第11条5項、第21条1項、第22条1項、の改正規定は平成29年4月28日から施行する。

運用内規

(目的)

第1条 本運用内規は、玉野商工会議所青年部の運営の円滑と総意の結集を容易ならしめることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 本会の会員は、会則第4条にいう玉野商工会議所青年経営者又は、その後継者及びその会員事業所の推薦する者とする。

(入会)

第3条 本会に入会を希望するものは、入会申込書に必要事項を記入し、事務所へ申し込むものとする。
承認については、理事会において決定する。

(除名)

第4条 本会の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本青年部の秩序を乱す行為又は、趣旨に反する行為のあったとき。
- (2) 会費納入義務を2年間履行しないとき。
- (3) 当該所属委員は、委員会及び理事会に3回連続して欠席したとき、但し次の場合は、この限りでない。
 - (イ) 休会届の提出ある場合
 - (ロ) 欠席について正当な理由があるとき
- (4) その他会員として適当でないと認められるとき

(会費)

第5条 一般会費は、年額48,000円、賛助会費は、その年の一般会費の2分の1にあたる額とし、本会の運営にあてる。
2 一般会費は、年2回払いとし、本会の運営にあてる。希望により年1回払いも認めるものとする。賛助会費は、年1回払いとし、本会の運営にあてる。
3 既納の会費は、返還しないものとする。

(休部)

第6条 休部する者は、会長に書面をもって提出し、理事会の承認を受けなければならない。
2 役員が6ヶ月以上休部する場合は、役員を退任しなければならない。

(卒業)

第7条 本会の会員が、当該年齢に達し(卒業)するときは、次の通常総会において感謝状と記念品(1万円以内)を贈呈するものとする。

(直前会長・特別理事)

第8条 直前会長・特別理事は、会長の経験を生かし、青年部事業に必要な助言をする。

(附則)

1 本内規は、昭和62年5月23日より施行する。

(附則)

1 第8条の改正規定は平成3年5月30日より施行する。

(附則)

1 第5条1項の改正規定は平成22年4月28日より施行する。

(附則)

1 第5条1項の改正規定は平成23年4月22日より施行する。

(附則)

1 第5条1項の改正規定は平成25年4月26日より施行する。

(附則)

1 第5条1項の改正規定は平成26年4月22日より施行する。

(附則)

1 第5条1項、2項の改正規定は平成27年4月24日より施行する。

(附則)

1 第4条(2)の改正規定は平成29年4月28日より施行する。

玉野商工会議所 青年部 室会規程

(総則)

第1条 本会議所青年部室会については、会則に定めてあるものの外は、本規程による。

(室会の任務)

第2条 室会は、理事会及び会員総会の決定にもとずき、若くは室会の発意により、本会議所青年部の目的達成に必要な事業を担遂行するとともに、会員相互の連携を図ることを任務とする。

(室会の組織)

第3条 本会議所青年部の会員は、理事会の議決に従い第6条の室会のいずれかに所属するものとする。又、室会の下には、各々2つ以内の委員会を設ける。尚、この任期は1年とし再任を妨げない。

2 室会各々に室長1名、委員長3名以内、副委員長5名以内を置く。

室長は、理事の互選とする。

3 室長は、会長が理事会の承認を得て、所属委員のうちから委嘱し、委員長及び副委員長は室長が所属委員から委嘱する。

4 室会は事業遂行並びに調査、審議の必要に応じ委員でない者の出席を求め、あるいはこれを交えて会議を行うことができる。

(室会の招集)

第4条 室会は、会長又は当該室長が必要と認めたとあるいは、理事会の要請により招集する。定例室会は原則として隔月1回とする。

2 室長は、その議長となる。室長に事故あるときは、当該委員長がその職務を代行する。

(報告)

第5条 室長は、その決定事項を会長に報告しなければならない。前項の決定事項は、理事会又は、総会の議決を経て本会議所青年部の決議とすることができる。

(室会の種類)

第6条 本会に次の室会を置く。必要に応じて委員会を設けることとする。

(1) 会 員 室

(2) 研 修 室

(3) 事 業 室

(合同室会)

第7条 2以上の室会に関係がある事項については、合同室会を開くことができる。

(合同室会の招集)

第8条 合同室会は、会長が必要と認めたととき及び、理事会の要請ある時又は、関係室長の申し出があったとき会長が招集する。

2 議長は、会長又は関係室長の中から互選する。

(専門小委員会)

第9条 委員会は必要に応じて専門小委員会をおくことができる。

(特別委員会)

第10条 本規定第6条に定める室会の外、特別の事情によって必要がある場合は、理事会の議決を経て特別委員会を設けることができる。

(議決)

第11条 室会の議決は、出席委員の過半数をもって行う。但し、決議を避け、審議の状況を理事会に報告してもさしつかえない。

(会計)

第12条 室会に関する経費は、理事会で決定された本会の会計をもって充当する。但し、必要に応じて負担金として随時徴収することができる。

(記録担当の任務)

第13条 室長は、室会運営の円滑と議事を明確にするために委員の内より記録担当を任命する。

(本規程の変更及び廃止)

第14条 本規程は、会員総会の議決を経なければ、変更又は廃止することができない。

(附則)

1 本規程は、昭和62年5月23日から施行する。

(附則)

1 第3条1項・2項、第6条1項の改正規定は平成5年4月27日から施行する。

(附則)

1 第6条1項(1)(2)(3)の改正規定は平成6年4月1日から施行する。

(附則)

1 本規程は、平成10年4月23日から施行する。

(附則)

1 第3条1項、第3条2項、第6条1項(1)(2)(3)(4)の改正規定は平成19年4月27日から施行する。

(附則)

- 1 第6条1項(1)の改正規定は平成21年4月24日から施行する。

(附則)

- 1 第6条1項(1)(2)(3)の改正規定は平成22年4月28日から施行する。

(附則)

- 1 第3条2項の改正規定は平成29年4月28日から施行する。